

# 2024年度事業計画案

# 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

## JPNIC 定款(抜粋)

### 第 2 章 目的及び事業

#### (目的)

第 3 条 この法人は、コンピュータネットワークの円滑な利用のための研究及び方針策定などを通じて、ネットワークコミュニティの健全な発展を目指し、学術研究・教育及び科学技術の振興、並びに情報通信及び産業の発展に資することにより、我が国経済社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンピュータネットワークの利用に関する情報の収集及び提供
- (2) コンピュータネットワークの利用技術研究
- (3) コンピュータネットワークに関する調査研究
- (4) コンピュータネットワーク利用のための方針策定
- (5) コンピュータネットワークの資源管理
- (6) コンピュータネットワークの利用に関する教育・普及啓発
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

## 2024 年度事業計画 案

本資料では、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)の 2024 年度事業計画案について説明を行う。

### ■ JPNIC 全体に関わる事項

2023 年 5 月以降、それまでの新型コロナウイルス感染症禍の行動制限が解除され、さまざまな経済活動もオンライン中心から人々の移動を伴うオフラインのコミュニケーションが再び活発化してきている。一方で引き続き効率性を考慮したオンラインコミュニケーションの利用が拡大しており、今後もハイブリッドなビジネスコミュニケーションが進展していくと考えられる。このようなインターネットインフラ活用の拡大が進む中、その一方でセキュリティ面での脅威は継続的に増大している状況にある。

また、昨年度からの生成 AI 技術の発展に伴い、その活用に関するリスク等がインターネットガバナンスの議論においても一つのテーマとして取り上げられるに至っており、今後さらにインターネットガバナンスに関する議論が拡大、活発化していく可能性がある。

昨今の国内外のインフレ及びコスト上昇の影響によって、従来から継続している事業運営においても、必要な各種費用負担が増加傾向にあり、コスト抑制とともに収益の拡大についても検討が必要な状況にある。

このような事業環境を背景にして 2024 年度の JPNIC 全体としては、JPNIC の理念実現に向けた中期的な事業戦略と方針を踏まえて、下記のような取り組みを進めるものとする。

既存の二事業を安定的に継続しながら、「JPNIC の理念」実現に向けた具体的な取り組みを推進する。

会員の皆様と「JPNIC の理念」や価値観を共有しながら、JPNIC 会員としての価値を見出せるような情報提供等を継続していくとともに、会員の皆様と連携しながら理念実現に向けた取り組みを進めていく。

また、主催イベントや各種メディアを活用した情報発信 について、より効果的な情報提供手段とするための見直しや検討も進めていく。

引き続き、事業継続性を考慮した財務基盤確立のための施策検討と人員を含めた体制や制度の整備を進めて、事業運営体制の強化を図る。

## ■ 法人運営

法人の運営に関しては、理念に定める JPNIC の行動指針に基づいて職務執行に努める。

日常の業務を推進する事務局は、IP 事業部、インターネット推進部、技術部、総務部の 4 部と政策主幹で構成する。

事業をより安定的に遂行できるよう適切な、体制や制度の検討、人員の確保と配置、そして収益の確保に注力し、予算の執行については、費用の抑制に努め、事業計画に基づくすべての活動を予算の範囲内で実施する。設備投資については、より中長期的な視点からの実施を検討する。

また多様な働き方への配慮等社会の要請を踏まえつつ、オンライン、オフラインの特性を有効に活用しながら、効率的な事業推進に努める。

## ■ 財源

事業の実施に必要な財源についても、これまでと同様に、IP アドレス事業は事業収益(IP アドレス維持料等)により、インターネット基盤整備事業は事業収益(イベント、セミナー開催等)、会費、インターネット基盤整備基金資産からの運用収益及びその他の収益で構成する。

## 1. IP アドレス事業

IP アドレス事業は、インターネット番号資源の適切な分配・管理を通して、インターネットの円滑な運用を維持し、その発展に資することを目的とする。業務分野としては、資源管理業務、ルーティングレジストリ業務、方針策定・実装業務、国際調整・連携業務、調査研究業務、情報提供業務の六つの分野に取り組むものとする。

IP アドレス管理に関する業務の電子化・合理化への対応の一環として 2022 年度より着手した、電子証明書を用いたユーザー認証の方式の見直しは、利用者からのフィードバックを踏まえた基本システム開発および改良を完了し、認証方法の移行をさらに推し進める段階まで到達した。また、ユーザー認証の方式見直し以外にも、各種業務の電子化をはじめとしてさらなる効率化・合理化が求められる状況は継続している。

IP アドレス管理指定事業者によるリソース証明書(ROA)の作成が進み、BGP 経路のオリジン検証(ROV)を普及させる状況が整ってきた。一方、PI アドレス利用者への作成促進を目的とした情報提供は、継続した対応が必要な状況となっており、日本国内の ROA によるカバー率の向上や ROV 普及を目指して、IP アドレス管理指定事業者への働きかけとあわせ、今後もさらなる取り組みが必要な状況にある。

また、IP アドレス事業の根幹を支えるレジストリシステムは、稼働開始からの年を経過とともに見直しの必要性が高まっており、2022 年度に見直し計画を策定した。この計画にもとづいて、計画の具体化と実行を推し進めている。

APNIC からは、2025 年 1 月以降の継続的な料金改定が発表された。この料金改定は、JPNIC の IP アドレス事業の収支にも大きく影響を及ぼすことが確実であり、継続可能な IP アドレス事業収益基盤確立のため、JPNIC における IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス・AS 番号割り当て先組織への料金体系の再検討が必要な状況になっている。

2023 年 9 月に日本で開催された APNIC56 では、日本国内でのポリシー議論や状況をコミュニティへインプットすることでできた。今後も日本国内のポリシー議論を喚起していく必要性を再認識する結果となった。

上記のような背景と、中長期的な事業課題における優先順位を踏まえて、2024 年度の注力項目は以下の通りとする。

### ○資源管理業務

- ・ APNIC における料金改定の動きを踏まえ、JPNIC における対応案の検討を進める。また、検討や対応に際して、IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス・AS 番号割り当て先組織との密なコミュニケーションを図る。

- ・電子証明書を用いたユーザー認証から新たな認証方式への移行を推進するとともに、IPv4 アドレス移転申請など未対応の業務の電子化を進める。また、資源管理業務の安定した提供および利用者の満足度向上を目的としたレジストリシステムの見直し計画の実行を継続する。

#### ○ルーティングレジストリ業務

- ・BGP 経路の安全性確保のため、IP アドレス管理指定事業者のみならず、PI アドレス割り当て先組織への ROA 作成促進を継続する。
- ・さらに、分配を受けている IP アドレスを守るために、経路広告していない組織に対しても ROA 作成を促す活動を継続する。

以下に、各業務分野における業務内容を記載する。

#### 1.1 資源管理業務（定款第4条第(5)号関係）

- ・ IPv4 アドレス、IPv6 アドレスの割り振り・割り当て
- ・ AS 番号の割り当て
- ・ IPv4 アドレス、AS 番号移転
- ・ JPNIC WHOIS 及び RDAP の安定提供
- ・ WHOIS ネットワーク情報への Abuse 対応窓口設置と登録促進に向けた取り組み
- ・ DNSSEC レコードを含む逆引きゾーン情報の維持管理と DNSSEC 導入支援
- ・ 逆引きネームサーバの設定適正化(lame delegation 削減)に向けた取り組み
- ・ 資源管理認証局の維持管理
- ・ 各種申請等に関する問い合わせ、相談対応
- ・ IP レジストリシステムの抜本的な見直し計画立案
- ・ 番号資源管理業務の合理化に関する検討及び実施
- ・ 未利用 IPv4 アドレスの適正かつ有効な活用施策の検討

#### 1.2 ルーティングレジストリ業務（同第(1)号及び第(2)号関係）

- ・ JPIRR の登録管理
- ・ JPIRR への登録に関する問い合わせ、相談対応
- ・ JPNIC 経路奉行と経路ハイジャック通知の運用
- ・ RPKI システムに関する問い合わせ、相談対応
- ・ RPKI システムの本格的活用及び高度化を想定した諸施策の検討
- ・ RPKI を使った BGP 経路のオリジン検証(ROV)や RPKI システムの利用促進のための働きかけ等
- ・ JPIRR 未登録事業者への登録促進

### 1.3 方針策定・実装業務（同第(4)号関係）

- ・ 国内における IP アドレス、AS 番号に関するポリシー検討、調整
- ・ JAPAN オープンポリシーフォーラムのサポートと連携
- ・ APNIC 及び JAPAN オープンポリシーフォーラムでコンセンサスとなったポリシーの実装検討
- ・ JAPAN オープンポリシーフォーラムの充実に向けた検討、調整
- ・ WHOIS 正確性向上に関する諸施策の実装にあたってのコミュニティとの連携

### 1.4 国際調整・連携業務（同第(1)号、第(4)号及び第(5)号関係）

- ・ APNIC との業務連携、運営協力
- ・ 各 NIR 等の海外関連諸団体、技術コミュニティ等との情報交換及び連携
- ・ APNIC をはじめとする各 RIR におけるポリシー議論への参加、情報収集及び調整

### 1.5 調査研究業務（同第(1)号、第(2)号及び第(3)号関係）

- ・ 番号資源の動向などに関する調査研究
- ・ 番号資源管理に関する技術動向調査研究

### 1.6 情報提供業務（同第(1)号関係）

- ・ IP アドレス、AS 番号、JPIRR の統計データ、番号資源動向等に関する情報提供
- ・ 関連組織や諸団体との連携及び番号資源に関する情報提供
- ・ 契約組織への申請業務等に関する情報提供
- ・ 各 RIR における番号資源管理についての議論や動向に関する情報提供
- ・ IPv4 アドレス移転支援のための情報提供
- ・ IPv6 普及に向けたアドレス取得等に関する情報提供
- ・ WHOIS 正確性向上に関する施策実施についての周知及び意見収集
- ・ WHOIS 利用に関する情報提供

## 2. インターネット基盤整備事業

インターネット基盤整備事業は、インターネットの基盤整備を促進することにより、インターネットコミュニティの発展に貢献することを目的とする。

過年度には JPNIC の理念および五つの中期戦略に基づき、JPNIC と基盤整備事業をとりまく現状分析を行い、基盤整備の目的や領域、目指したい姿や方策などの議論を行った。それらを踏まえ、2024 年度は「インターネットの技術・政策・社会状況に関する情報収集・調査研究」「インターネットの技術・政策・社会状況に関する情報提供・普及啓発・場の提供」そして JP ドメイン名の公共性担保を目的とする「JP ドメイン名に関する業務」に分類して取り組む。以下にそれぞれにおける現状認識と課題感を共有の上で、何を目的にどう取り組むかを示す。

### ◆現状認識と課題

- ・インターネットの利用拡大および利便性向上により、具体的な実装や構造の理解なしでも誰でもインターネットを利用することが可能である。また各種クラウドサービスの拡充により、事業者においても事業提供の基盤としてクラウド利用が増えている。このような状況はインターネット関連サービスの多様化・高度化の成果として望ましいものである一方、今後も情報通信技術の進歩は続くことから、ユーザーがより安心・安全に利用するために、また事業者にとってもより安定性・信頼性の確保のために、情報社会におけるリテラシーとしてその重要基盤であるインターネットに関する基本的な知識の重要性も高まってきている。
  - 必要とされる情報社会のリテラシーとして、特に JPNIC が大きな関わりを持つインターネットの資源管理等のインターネット基盤に関する情報を体系的に整理することで活用いただけるよう、また事業者においても事業の高度化や人材の育成等に活用いただけるよう発信していく。
- ・情報社会の到来により、現実空間と情報空間は一体化・融合化し、高度に情報化された社会へと発展した一方、現実空間での各種の課題が情報空間上でも発生し、また情報技術の進展による新たな課題が現実空間・情報空間の両方で認識されることになってきている。
  - これらの課題に対し、その情報インフラであるインターネットの基本的な特質を理解することで、より高度な利活用や、さまざまな脅威への対応が可能になる場面も多い。JPNIC はインターネットの黎明期から社会とインターネットが融合する現場の最前線にいた組織の一つとして、そのような情報の発信を行い、また各種課題の解決に協力すべく関係者の対話の場や機会の提供に取り組む。
- ・JPNIC が関わる資源管理等の基盤技術での対策について、セキュリティ対策技術の導入への阻害要因がある。例えば、事業者の観点では技術を導入しても問題がないか、本当に不正から守られるのか、不具合に対処できるか等、各種の確認がとりにくい。



→ 技術を導入しても問題がないか・本当に不正から守られるのか・不具合に対処できるか。阻害要因を解消すべく、実証や検証のための設備・機会の提供や、関係者の導入判断に資するガイドラインの整備や情報共有に取り組む

・情報社会の到来は全世界的な動きである。その技術的・政策的・社会的な合意形成は国際的な場で行われており、日本をはじめ世界の国々がその内容を尊重し協力していくことが大切である一方、国内において国際動向の把握やその場に関われる機会が少ないといったことなどから、日本への国際的な期待に十分にこたえられていない。よって日本からの国際的な合意形成の場へのより積極的な関与が望まれる。

→ JPNIC は当初より継続的に国際的な合意形成の場に積極的に参加してきており、国際的な技術課題や、マンガの海賊版対策など日本から提起すべき社会課題に関わるなどの実績を元に、国際的な動向に関する検討や情報共有の場の提供に取り組むことで、日本の積極的な関与へ貢献する。

・特に注目すべきものとして、国際連合が 2024 年度に世界情報社会サミット 20 周年レビュー (WSIS+20) に向けた準備作業、未来サミット (Summit of the Future) などを実施し、その中ではインターネットに関する方針も俎上に上がる見通しである。また国際的なインターネット基盤運営機構における悪意ある攻撃が顕在化したことで機構の脆弱性が懸念されており、機構の堅牢性を回復するとともに国際連合においても正しく認知される必要がある。

→ 国際連合の方針は今後のインターネットの合意形成等に大きな影響となるため積極的に情報収集を行うとともに、適切な情報提供により、インターネットに関わるすべての人達にその大切さや議論の焦点となる事項をより理解いただけるよう努める。またインターネットの重要組織に対する脅威については、インターネット関連団体の一員として毅然とした判断、適宜適切な対応、特に国際連合諸部局や ICANN、RIR など関連団体に必要に応じた働きかけなどの対応を行う。

以上の現状と認識を踏まえ、あらためて注力する領域を以下の通りとする。

#### ◆注力する領域

- ・インターネット資源をはじめとする基盤に関わる基礎情報の発信と浸透
- ・インターネット基盤に関わる人材育成への取り組み
- ・インターネット技術と社会をつなぐ社会課題への取り組み
- ・インターネットガバナンスへの取り組み
- ・インターネット基盤のセキュリティ技術普及
- ・技術標準に関連する国際動向や社会課題に関する情報流通および啓発活動
- ・調査研究能力および情報発信能力の進展

注力する領域で具体的に実現したい実施項目は以下の通りとする。

#### ◆2024 年度の注力項目

- ・インターネット資源をはじめとする基盤に関わる基礎情報の発信と浸透
  - ・ JPNIC が強みを持つ情報のメディア横断的な取りまとめと到達性の改善
  - ・ドメイン名の登録と利用における、ドメイン名紛争の回避とそれに留まらない諸問題の低減に向けた普及啓発
  - ・ JP ドメイン名紛争処理の裁定文公開ページの改善と活用方法の周知
  - ・ 普及啓発の場としての Internet Week の効果的な活用
- ・インターネット基盤に関わる人材育成への取り組み
  - ・ 技術セミナーを中心にハード面・ソフト面での見直し。コンテンツ整理とあわせてスキルマップ化、カリキュラム化などへの取り組む
  - ・ IETF、RIR ミーティングといった国際会議参加支援プログラムの継続的な実施
- ・インターネット技術と社会をつなぐ社会課題への取り組み
  - ・ IGF 京都 2023 を受け、国内 IGF 活動推進体制を刷新し軌道に乗せる
  - ・ 課題探索・同定機能の初年度にあたり着実に立ち上げて軌道に乗せる
- ・インターネットガバナンスへの取り組み
  - ・ 資源管理を含むインターネット基盤運営機構に関する情報提供
  - ・ 2024 年度に国連において開催される、WSIS+20 レビュー、未来サミットなどに向けたインターネット関連の動きに関する情報収集、提供、対応
- ・インターネット基盤のセキュリティ技術普及
  - ・ RPKI/DNSSEC/DMARC 等セキュリティ技術の普及課題への取り組み
  - ・ 技術標準に関連する国際動向や社会課題に関する情報流通および啓発活動

以下に、業務内容を記載する。

#### ◆業務内容

##### 2.1 インターネットの技術・政策・社会状況に関する情報収集・調査研究(定款第 4 条第(1)号、第(2)号、第(3)号及び第(7)号関係)

以下に関する情報収集・調査研究を行い、2.2 に挙げた手段による推進に資する。

- ・ グローバルなレジストリ運用技術
- ・ IPv6 関連技術

- ・ IP アドレスと認証局を応用したセキュリティ技術
- ・ RPKI を含むルーティングセキュリティ
- ・ DNS とそのセキュリティ技術と運用動向
- ・ その他インターネットセキュリティ全般
- ・ 情報通信アーキテクチャに関わる国際的な標準化活動
- ・ 国内外のインターネット政策と政策課題
- ・ 資源管理を含むグローバルインターネット運営体制とその政策
- ・ インターネットガバナンスフォーラム(IGF)とインターネット上の社会的課題
- ・ ドメイン名紛争処理方針(DRP)と紛争処理事例
- ・ gTLD 及び ccTLD の政策と動向、登録状況
- ・ ドメイン名の登録および利用を巡る諸問題の事例
- ・ IDN ccTLD および新 gTLD に関する情報把握と対応
- ・ その他インターネットの技術・政策・社会状況に関する事項

## 2.2 インターネットの技術・政策・社会状況に関する情報提供・普及啓発・場の提供 (同第(1)号、第(4)号、第(6)号及び第(7)号関係)

2.1 に挙げた諸項目に関して、以下の手段でインターネットに関わるすべての方々に向けた働きかけを行う。

- ・ JPNIC Web サイトによる情報提供
- ・ メールマガジンの発行、JPNIC ブログの公開、会報誌 Newsletter の発行
- ・ SNS 等外部サービスを利用した情報提供
- ・ Internet Week をはじめとした各種セミナー、講演会、勉強会等の開催
- ・ 国内外の技術調整団体、政策検討会議体への参画、意見調整及び提言の発信
- ・ コミュニティの形成及び議論喚起
- ・ インターネットの運営調整活動への参加促進
- ・ 国際会議等への若者参加支援プログラムの実施
- ・ 関係組織、機関、コミュニティ等との連携・活動支援
- ・ 日本の各地域への展開

## 2.3 JP ドメイン名に関する業務 (同第(4)号関係)

- ・ JP ドメイン名紛争処理方針及び手続規則の検討、運用、並びに普及啓発
- ・ 紛争処理機関に対する支援並びに協調作業
- ・ AD.JP ドメイン名申請における審査業務
- ・ JP ドメイン名レジストリのデータエスクロー関連業務

- ・ JP ドメイン名の公共性の担保に関する業務
- ・ JP DNS のセカンダリである b.dns.jp の運用

なお、JP ドメイン名に関する業務のうち、JP ドメイン名紛争処理及びデータエスクローに関する業務の費用については、「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」第 11 条の定めに基づき、株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が JP ドメイン名登録者から受け取る、JP ドメイン名の登録料収入・更新料収入から支弁される。

以上